

令和2年11月9日

法務大臣

上川 陽子 様

長野家庭裁判所佐久支部において、
調査官の常駐、少年審判の取扱い及び
庁舎の建替えを求める要望書

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

要 望 書

第1 要望の趣旨

当裁判所佐久支部の充実を求める協議会は、長野地方・家庭裁判所佐久支部及び佐久簡易裁判所（以下、「佐久支部」と表記します。）の人的物的基盤充実を求めるべく、下記1から4の要望をいたします。

記

- 1 長野家庭裁判所佐久支部に、家庭裁判所調査官を直ちに常駐させること。
- 2 長野家庭裁判所佐久支部において、早期に少年事件の取り扱いを開始すること。
- 3 長野地方・家庭裁判所佐久支部及び佐久簡易裁判所庁舎を早期に建て替えること。
- 4 3の建替えの際には、建替場所・設備内容等について、利用者の安全性・利便性に最大限配慮した庁舎とすること。

以上

第2 要望の理由

1 長野家庭裁判所佐久支部における調査官常駐化の要望

(1) 平成25年1月施行の改正家事事件手続法では、当事者の手続保障や子どもの福祉等の要請に応えるため積極的な調査官の活用を求めています。また、平成28年5月施行の成年後見制度利用促進法では、成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所等における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること等が基本方針として掲げられ、国は、この基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない旨が規定されています。さらに、平成30年4月には、改正児童福祉法が施行され、児童虐待案件において家庭裁判所が関与する機会が大幅に増大することになり、この分野においても、以前にも増して調査官の活躍が期待されています。

(2) 政府は、平成30年12月に、児童福祉士や児童心理士等の児童相談所職員を2022年度までに約2900人増員する対策を打ち出し、実際、既に1000人以上の増員を実現するなど、児童虐待撲滅のために本気の対応に乗り出しています。他方で、司法分野においては、家裁調査官は過去10年以上にわたり全く増員がなされておらず、佐久支部に至っては、未だに、長野家庭裁判所本庁及び県内6支部の中で唯一調査官が常駐すらしていない状況です。佐久支部管内には児童相談所も所在するため、調査官が日常的かつ速やかに連携対応ができる体制が直ちに整備されるべきです。児童相談所がないにもか

かわらず、5名の調査官が常駐する上田支部と比べても明らかに不均衡な状況が長年続いており、社会状況の変化に応じた適切な配置がなされていないと言わざるを得ません。

(3) 佐久支部における家事事件の動向及び後述する少年事件の動向を見れば、常駐の調査官が0名という状況は早急に改善されなければならないことは明らかです。

長野家庭裁判所本庁・支部別の管内人口、家事新受事件数、現在の常駐調査官数は以下のとおりです。

＜長野本庁・支部別の管内人口、家事新受事件数、常駐調査官数＞

	管内人口 (H26.3.1)	件数 (H24)	件数 (H25)	件数 (H26)	件数 (H27)	件数 (H28)	件数 (H29)	件数 (H30)	常駐調 査官数	7年間 事件数
長野本庁	560,624人	3,127	3,302	3,190	3,592	3,613	3,659	3,994	5名	24,477
松本支部	518,600人	3,540	3,623	3,471	4,038	3,893	4,017	3,992	4名	26,574
上田支部	274,248人	1,665	1,893	1,744	1,944	1,971	2,133	2,352	5名	13,702
佐久支部	210,035人	1,504	1,485	1,338	1,523	1,709	1,599	1,570	0名	10,728
諏訪支部	200,011人	1,174	1,179	1,178	1,332	1,388	1,310	1,290	1名	8,851
伊那支部	185,872人	1,163	1,157	1,089	1,081	1,417	1,572	1,628	2名	8,026
飯田支部	164,892人	1,247	1,186	1,145	1,320	1,272	1,437	1,438	2名	9,045

佐久支部の管内人口及び統計の存在する直近7年間の家事新受事件数は、いずれも県内6支部の中で3番目に多い状況にありながら、常駐調査官は0名であり、地域間で公平であるべき司法機関の整備状況について、形式的にも実質的にも不平等な状態が続いている状況です。

(4) 殊に、佐久支部に最寄りの岩村田小学校は、5年前に児童数1000人を超えるマンモス校となり、これを二分して、佐久平浅間

小学校を新設したものの、同校は開校時約500名から児童数が増え続け今年4月現在の児童数は813名にまで至っており（分離後の岩村田小学校も約500名を維持しています）、全国的にも珍しいほど児童人口が増えている状況です。すなわち、裁判所佐久支部周辺地域は、今後も、親権を争う家事事件や児童虐待関連事件が、継続して発生し続ける可能性が高い地域といえます。

- (5) 地元議会においても、平成29年9月29日には佐久広域連合議会における「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書」が採択され、同年12月には佐久広域連合を組織する大半の各市町村議会において同様の意見書が次々採択され、平成30年3月14日には長野県議会においても「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書」が採択されています。

これらの意見書による要望は、地域住民の声そのものであり、こういった声に応えていただくことが、裁判所も標榜する住民にとって身近で頼りがいのある司法の実現に繋がるものであると考えます。

- (6) 佐久支部に、調査官が常駐していないことによる具体的な問題事例も発生しています。

ア 例えば、5名の調査官が常駐する上田支部であれば、親権が争われる離婚調停事件には必ずと言ってよいほど事件当初から調査官が立会していますが、佐久支部においては、従前から、調停委員のみで調停が進められることが多く、調査官による監護状況の調査

や子の心情調査、試行的面会交流等もなされないまま親権者が母親に決められることも珍しくありません。離婚後に親権者となった母親の再婚相手（継父）から子が虐待されるという事案が後を絶たないことからすれば、本来は、未成年子を有する夫婦の離婚事件については全件調査官による調査がなされるべきですが、佐久支部はその体制には程遠い状況にあります。

イ また、佐久支部庁舎の至近に児童相談所がありながら、佐久支部には調査官が常駐していないため、日常的な連携を十分に取ることができず、佐久児童相談所の現場から佐久支部への調査官常駐の声が上がっています。平成30年度及び令和元年度には、二度にわたり佐久児童相談所所長が最高裁判所及び財務省に直接赴き、佐久支部への調査官常駐の要望をしております。また、長野県も、令和2年度（2020年度）国の施策及び予算に対する提案・要望において、児童福祉法の改正等により、虐待案件における家庭裁判所の関与増加が見込まれる中、家庭裁判所の承認手続等が円滑に行われるよう、調査官が常駐していない佐久支部へ調査官を配置することを明確に求めました。しかしながら、本年度になっても調査官常駐には至っていません。

国が標榜する児童虐待撲滅を真に目指すのであれば、行政分野における児童相談所の体制拡充だけでは不十分であり、司法分野の体制改善は不可欠です。少なくとも管内に児童相談所が所在する裁判所支部には調査官が常駐する体制を確立し、日常的に速やかな連携対応ができる体制が整備されるべきです。

ウ また、成年後見分野においても、成年後見申立事件の受理面接において、本来は調査官対応が望ましいところ、佐久支部では、特に福祉の専門家でもない参与員が対応しており、上記成年後見制度利用促進法の趣旨に沿わない状況が日常化しています。佐久支部では、本来調査官がなすべき業務についてまで参与員や書記官が対応させられているという現実があり、現場の裁判所職員も内心では調査官の常駐を切望しているものと推察されます。もし、そういった要望を裁判所内で上げにくいといった実情があるとするならば、それはそれで大きな問題であると考えます。

エ たしかに、佐久支部には上田支部からの調査官が填補される日もありますが、家事調停委員からは「填補される調査官は、普段いないために声も欠けにくく、気軽に相談できない。」といった声も上がっています。

また、調停期日に、子の福祉の観点から調査官立会相当であることが判明した事件において、次回期日の調整をした際に、填補元となる上田常駐の調査官の都合がわからず、調査官立会の日程が次々回期日まで延びてしまうという事態も生じています。本来であれば、調査官立会の必要性そのものの判断についても、事件が係属している支部内において、速やかに常駐する調査官の意見も求めながら適切な判断がなされるべきですが、佐久支部ではそれも叶わない状況にあります。虐待の虞がある事案であれば、手遅れになることもあり得ます。

オ 加えて、佐久支部には調査官が常駐しないため、佐久支部で行わ

れ成立した調停事件であっても、その後、同事件に関係して履行勧告がなされる場合には、上田支部所属の調査官名で当事者に対して履行勧告書が郵送され、受領した当事者は「今度は、上田支部でも訴えられた。」などと誤解し、困惑して、弁護士の法律相談に来たという事例も複数報告されています。

(7) そもそも調査官には、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められる家事事件において、行動科学の知見や技法等の専門性を活かして、必要な事実を調査したり、調停手続の中で進行を支援したり、当事者に対して調整的に働きかける等の活動が予定されています。時には、当事者宅や関係機関を訪ねたりするなど、機動性を発揮した仕事をすることもできる点で、調査官は、家庭裁判所において非常に貴重な存在です。

具体的には、調査官は、紛争当事者が子の現状に目を向けていないとか、虐待の虞があるといった場合には「子どもの監護状況の調査」を、当事者が大人の都合ばかり優先しているとか、子の心情を巡って対立しているといった場合には「子どもの心情調査」を、当事者が面会交流の可否や方法等を巡って対立している等の場合には「試行的面会交流の計画・実践」を、当事者が感情的な理由で出頭しない等の場合には「出頭勧告」を、当事者が病気で出頭できないとか、事実関係が複雑で整理できないといった場合には「当事者の意向確認」を、当事者の感情的な対立が激しく話し合いにならない場合には「心理的調整」を、当事者の生活面に急を要する事情がある等の場合には「社会福祉機関との連絡調整」を、それぞれの場面で行うことが期待

されています。

このことは、佐久支部で取り扱われる家事事件においても、何ら異なることはありません。佐久支部地域の前記社会事情にも鑑み、子ども達に取り返しのつかない犠牲が生じる前に、直ちに調査官を常駐させていただきたく、改めて切に要望する次第です。

2 佐久支部における少年審判取扱いの要望

少年事件が、県内で佐久支部のみ取扱いがなされていない点についても、早急に改善されるべきです。

(1) 少年が更生するための環境調整については、少年の家族や学校関係者、弁護士、保護司等が少年の居住する地域内で協力し、身近な地域の中で少年の更生を促すのが世界に誇ることができる日本の良き伝統です。少年事件についても、少年が居住する地域の裁判所で取り扱ってこそ、少年にとってより適切な更生環境を整えることが可能となります。ところが、県内で唯一、佐久支部だけが、少年事件を取り扱っておらず、佐久支部管内で発生した少年事件でありながら、事件関係者は長野家庭裁判所上田支部（以下「上田支部」という。）における手続への対応を強いられ、また、少年鑑別所も長野市にしかないため、本来あるべき少年の居住地内における更生促進のための環境整備が困難になりがちです。

(2) 平成30年度における佐久児童相談所管内のぐ犯・触法件数（福祉行政報告例による推計値）を児童人口で除した非行区分発生率は長野県内で最も高く、全県平均4.93%に対して、その倍近い

8.75%を記録しています。直近の令和元年度における佐久児童相談所管内の非行区分発生率も、長野県内平均3.24%に対して、その倍近い6.03%を記録しています。

また、直近の統計(本年1月に長野家庭裁判所から提供を受けた平成30年の統計)によれば、佐久支部管内(管内人口約21万人)で発生した少年事件を併せて取り扱っている上田支部(管内人口約27万人)の平成30年の少年新受事件数は193件であり、長野家庭裁判所本庁(管内人口約55万人)の同事件数188件を上回っている状況にあります。その前年の平成29年の統計によれば、上田支部の少年新受事件数は209件であり、本庁の同事件数160件を約50件も上回っています。平成20年以降の統計を遡ってみても、そのうち6年は、上田支部の少年事件数が本庁の少年事件数を上回っています。これは、上田支部が、佐久支部管内で発生した少年事件を併せて取り扱っているからに他なりません。

(3) 裁判所からは、佐久支部は上田支部と近接しているため問題ないといった趣旨の回答がなされることがありますが、佐久支部の管轄地域は広大であり、特に南佐久地域から上田支部庁舎に赴くには、自家用車利用にせよ公共交通機関利用にせよ1時間半から2時間程度の時間を要し、交通の便が良いとは到底いえません。また、上田地域と佐久地域との社会的・文化的・歴史的背景からして、佐久地域の住民感覚として、何らかの公的施設が上田にあるから佐久には不要であると考える者はいません。

佐久支部管内の事件関係者は、遠方の裁判所で行われる手続に対

応しなければならぬという負担を強いられ、時間的・経済的な負担を余儀なくされています。しかも、少年の保護者等の中には、手続のために上田支部に赴かなければならないと聞くと、その距離と時間を理由に協力を拒む者も存在します。手続の期間が限られている少年事件において、保護者等が身近で速やかに関与できないということ自体が、少年をより孤立化させる可能性を高め、更生可能な少年の更生を妨げる事情となっています。

- (4) かような状況に鑑みれば、佐久支部管内においても、少年やその保護者・家族らが、居住地の家庭裁判所支部において調査を受け、少年審判を受けることができるように早急に対処すべきです。

3 佐久支部庁舎建替えの要望

- (1) 佐久支部の裁判所庁舎は昭和49年に建築されたものであって、現在の佐久支部管内の司法需要に充分応えられる施設とはいえません。

佐久支部庁舎は、法廷・調停室・調停待合室など一般の方が利用する施設が庁舎2階に集中していながら、エレベーターが設置されておらず、単に不便というだけでなく大変危険でもあります。佐久支部管内地域は、長寿の地としても有名であり、高齢化率は約30%で、多くの高齢者や障がい者が裁判所を利用します。また、乳幼児を抱えての来庁者や妊娠中の女性の利用も少なくありません。来庁者は、人生の一大事で裁判所に赴いているという意識も相俟って、普段階段の昇降を避けている方でも、無理をして階段を昇降してしまうことがままあり、いつ事故が起こってもおかしくない状況にあります。佐

久支部庁舎2階で急病人が出て救急車が来た際には、階段が狭いためストレッチャーの搬入ができず、しかも、階段の勾配のために担架の使用もできなかったという事例も報告されています。また、松葉杖を使用している利用者が階段の昇降にとっても苦労していたという事例報告や、市民にとどまらず、負傷した調停委員、裁判所職員、弁護士が階段の昇降に大変な困難を強いられていたという事例もあります。佐久支部管内には、足に障害を抱える弁護士もおり、日常的な問題も生じています。また、傍聴に来た高齢の方が必死に階段を上っていたという報告例もあり、本来誰にでも平等に「公開」されるべき裁判が事実上制限されているという現実もあります。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨からしても、裁判所は、全ての市民が利用しやすい施設でなければならないはずです。

(2) 庁舎内に試行面会室が存在しないことも、大きな問題です。夫婦間の紛争により、子どもとの面会交流の可否や方法を巡って対立している場合、試行的面会交流を行うことは有効な手段ですが、佐久支部にはこれを実施できる試行面会室がなく、調査官が常駐していないこととも相俟って、試行的面会交流自体が実施されにくい環境にあります。いざ試行的面会交流を実施する際にも、関係者は平日昼間に上田支部庁舎まで赴かなければならず、実際の調停において「上田支部でしか試行面会ができない旨説明したところ、試行面会の実施を断念した」というケースや「調停期日に試行面会を行う際に、上

田支部まで赴いて試行面会室で試行面会を実施した後に、わざわざ佐久支部まで戻って調停を行うという二度手間を強いられた」というケースなども報告されています。事件当事者の不都合だけでなく、何より、上田支部で試行面会が行われる場合には、子ども達は学校等を休んだり早退したりしなければなりません。裁判所は、誰もが利用する可能性がある施設であり、地域間での平等が求められる司法において、佐久地域の住民は、この点でも、他地域の住民に比べて大きな負担や不利益を被っているといえます。

(3) また、庁舎内の防音設備が貧弱です。佐久調停協会所属の調停委員からは、待合室にいた相手方当事者から、「調停室で話している声が聞こえていますよ。」と言われたことがある等の実例が報告されています。調停制度の趣旨を没却しかねない防音設備状況についても、早急な改善が必要であり、調停室と待合室の配置にも問題があります。

(4) 「調査官の常駐、少年審判の取扱い、庁舎の建替え」という佐久支部の3つの改善要望事項は、それぞれに絡み合った問題であり、エレベーターだけ追加工事で付けたから問題解決という話ではありません。佐久支部管内の社会事情に応じて、必要な人員を配置し、取扱事件を拡大し、それに相応しい設備を整えた裁判所庁舎の建て替えが必須です。佐久支部管内は、児童人口増減率からしても、児童・少年に関係する事件が継続して発生し続ける可能性が高い地域であり、裁判所の体制も、このような地域の社会事情に適うものにする必要があります。殊に、親権者の決定は、子どもにとっても重大な問題で

あり、調査官の常駐は勿論のこと、父母どちらからの影響も受けない中立な裁判所内の試行面会室で面会を行って、公正公平な判断をしていただく必要があります。ただでさえ、親の離婚問題で苦しんでいる子どもたちが、試行面会で上田支部までいくために学校を休んだり早退しなければならないということ自体が、佐久地域の住民にとって重大な不利益となっています。佐久支部庁舎にも試行面会室を設け、下校後の時間でも試行的面会交流を実施できるようにすべきです。また、少年審判の取扱いができるよう、少年審判廷や同行室も設けるべきです。

地元議会においても、佐久広域連合議会が、平成29年9月29日に「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書」を採択し、同年12月には、同様の意見書が、管内各市町村議会においても採択されています。

また、長野県議会でも、平成30年2月定例会において、「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書」が採択されるとともに、別途採択された「裁判所支部機能の充実を求める意見書」においても、佐久支部の改善の必要性が特記されています。

これらの意見書による要望は、地域住民の声そのものであり、こういった声に応えていただくことが、住民にとって身近で頼りがいのある司法の実現に繋がるものと考えます。佐久支部管内地域の社会事情・実情に合った庁舎の建て替えを、どうか早期に実現していただきたく、標記のとおり、要望させていただく次第です。

以上

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会長 佐久広域連合長 柳 田 清 二

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会 長	佐久広域連合連合長	柳 田 清 二
副 会 長	長野県議会議員	小 山 仁 志
監 事	佐久調停協会会長	吉 岡 道 明
監 事	佐久児童相談所所長	山 室 京 子
	佐久広域連合議会副議長	高 橋 康 徳
	長野県議会議員	山 岸 喜 昭
	長野県議会議員	大 井 岳 夫
	長野県議会議員	竹 花 美 幸
	長野県議会議員	花 岡 賢 一
	長野県議会議員	依 田 明 善
	長野県弁護士会会長	中 嶋 知 文
	佐久保健福祉事務所所長	白 井 祐 二
	長野県社会福祉士会会長	萱 津 公 子
	佐久市更生保護女性会会長	木 内 咲 子
	南佐久地区更生保護女性会会長	鷹 野 智 恵
	長野県司法書士会副会長	和 田 洋 子
事務局 長	長野県弁護士会地域司法計画推進委員	大 井 基 弘
事 務 局	佐久広域連合事務局長	比 田 井 毅
事 務 局	佐久広域連合事務局次長	平 井 義 人
事 務 局	佐久広域連合事務局庶務課企画係長	望 月 裕 一